

## 台風15号により被災されたお客様に対する電気料金等の特別措置について

このたびの台風15号により被災されたお客様に、心からお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの台風15号に伴う停電の影響で、災害救助法が適用された地域において、電気料金等の特別措置の適用を行うことといたしました。

対象となる地域において、被災されたお客様からのお申し出に応じて適用させていただきます。お客様の状況に応じて、ご相談させていただきますので、下記連絡先へご連絡ください。

### 1 適用対象

適用対象市町村で当社と電気のご契約をいただいているお客様

[適用対象市町村]

#### ●災害救助法適用市町村

都道府県	市町村
千葉県	千葉市中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

#### ●隣接する地域

都道府県	市町村
千葉県	千葉市美浜区、柏市、我孫子市、白井市、八千代市、習志野市、夷隅郡御宿町
茨城県	神栖市、潮来市、稲敷市、稲敷郡河内町、北相馬郡利根町

### 2 特別措置の内容

ア 電気料金の支払期日の1ヶ月間延長

以下表の通り、電気料金の支払期限を延伸いたします。

低圧のお客様	2019年6月分、7月分、8月分および9月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。
高圧・特別高圧のお客様	2019年8月分、9月分、10月分および11月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。

イ 不使用月の電気料金の免除

被災日から継続して電気を使用しなかった月の電気料金を被災日が属する月分の次の月分から6ヶ月間に限り、免除いたします。

ウ 工事費負担金等の免除

被災されたお客様が被災前と同じ契約内容で2020年3月末日までに電気の使用を申し込まれた場合の工事費負担金は申し受けません。

被災されたお客様が引込線、計量器等の取付位置の変更を2020年3月末日までに申し込まれた場合は、諸工料を申し受けません。

エ 臨時工事費の免除

被災されたお客様が臨時電灯または臨時電力の使用を2020年3月末日までに申し込まれた場合は、臨時工事費を申し受けません。

オ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害のため一時使用不能となった電気設備について、2020年3月末日までの間は、復旧するまでその使用不能設備分の基本料金を申し受けません。

■お問合せ先

低圧のお客様

<p>出光昭和シェル「電気お客様センター」 ☎0120-033-364 (フリーダイヤル) ☎0570-03-6789(ナビダイヤル) ☎03-6627-1820 【受付時間】9:00-17:30(12月30日~1月4日を除く)</p>
--

高圧・特別高圧のお客様

<p>出光興産株式会社 電力販売部 ☎03-5531-5784 【受付時間】9:00-17:30(土日祝日および年末年始を除く)</p>
--